# 勝利判決確定！

# 日通アスベスト訴訟
## １審に続いて２審も原告全面勝訴

安全センター

[発行]
尼崎労働者安全衛生センター
[連絡先]
〒660-0802
尼崎市長洲中通 1-7-6
TEL・FAX 06-4950-6653

1,890円（当センター割引あり）

二〇一四年一月三〇日、中皮腫や肺がんで死亡し、労災認定された日本通運の元労働者五名の遺族が、日通に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決の日でした。丁度二〇〇九年の提訴から五年を迎えました。

当日は正午から大阪高裁周辺で「日本通運は石綿被害者に補償を！」、「日本通運は〝人間の顔〟をした会社に！」というのぼりを立て、抗議ビラをまきました。生憎の雨でしたが、原告、支援者総勢五〇名近くで取組むことができました。その後原告は遺影、支援者はのぼりを掲げ高裁へ入り、判決に臨みました。

### 明らかになった日通の大義なき控訴

二〇一二年六月二八日の一審判決を振り返ると、裁判所は一九五九（昭和三四）年の珪肺審議会以降の予見可能性を認め、日通は散水で粉じんの軽減を図らなかった、防じんマスクの配布がなかった、粉じん濃度を測定していなかった、安全教育・指導が適切に行われていなかったことを理由に安全配慮義務違反を問い、被告日通に賠償を命じました。この判決を受け、原告は日通に控訴しないことを求める要請書を提出し、決着を望みました。（日通と同じく被告となっていた、アスベストの運搬先であったクボタは裁判長の勧める和解に応じました。）その気持ちを踏みにじるように日通は控訴しました。

原告弁護団が新たな争点となるような控訴理由はどこにも見当たらないと言っていたように、二審判決も第一審の結果を踏襲したものとなり、原告全面勝訴となりました。被告日通はなぜ大した主張もない中で控訴することにしたのでしょうか。原告への嫌がらせとしての裁判の引き延ばしとしか考えられず、「世界の日通」が聞いて呆れます。

### 上告しないよう再度要請書を提出

判決後、傍聴に来てくれた支援者が集まり、勝利報告集会を行いました。この長い裁判を闘う孤独な原告らにとって本当に大きな力となってくれました。

その後は記者会見で裁判の概要、原告らの訴えが取材されました。

終了後、上告しないように求める要請書を渡邉社長へ届けるようお願いするため、原告と支援者で日通の大阪支店へ向かいました。

担当の男性課長が二人出てきました。開口一番、「時間が無いので手短にお願いします。」と。それ以外にも別部屋に通さず玄関先での応対、回答を求める質問に対しては「私では答えかねます」と。では責任ある方に対応いただくことを求めると、「私が担当です」と言う。人間の顔をしていない会社には人間の対応をすることが許されないのか、と感じました。挙句の果てにアポを取って来たらしっかりと対応するのかということに対して「係争中であるため今後対応できるかどうかは…」などと言う始末。これには元日通労働組合の今西正行さんも激怒され、現日通労働者に喝を入れられていました。

二月一四日、担当弁護士より「高裁判決確定」の連絡が安全センターへと入りました。原告、弁護団、支援者の粘り強い取組みが生んだ成果です。これでまたアスベスト使用企業の責任が明らかになりました。アスベスト被害者の全面救済を掲げ、今後も安全センターは活動を続けて行きますので、ご支援宜しくお願いします。

【要請書 抜粋】

裁判が始まり、私たちは不安で苦しい日々を過ごしました。貴方がたは会社という組織です。私たちは人という本当に弱い個体です。この後どうなるのだろうか、なんで日本通運が話合いに真剣に応じてくれなかったのか、日々の生活状況などの不安や疑念がそれを増長させました。更に神戸地裁尼崎支部における判決に対し、原告一同控訴しないように求める要望書を提出しましたが日本通運は控訴しました。不安と怒りで落ち着かない日々が 1 年半の間延長しました。もし、本日の判決に対して上告という手段を選択されるのであれば…、考えるだけで情けなくなります。

## ながーい一日、その後は？

この一月三〇日は大阪高裁だけでは終わりませんでした。四時四五分からの尼崎での早瀬さんの奥さんの家庭内ばく露の裁判に間に合わせるためみんなで大移動――尼崎の法廷も満杯になりました。**（次回は四月一七日（木）の午前一〇時です。）**

さらに夜六時からは安全センターの定例交流会兼新年会。「映像で見るクボタショック」を約四〇名で鑑賞の後、当日会場のＪＡＭヤンマー労組のお世話になり、自己紹介や日通などのアスベスト問題を語り合って、幸先のよい一年のスタートを切ることができました。（ヤンマー労組の皆さん、ありがとうございました。）

**おいしそう！**

## 「感謝を込めて」

**古嶋　隆司**

父の中皮腫の発症、闘病、そしてその死を受け入れる間もなく、姉の中皮腫発症…そんな中で日通との交渉が始まりました。懸命に働いた父達の無念さを代弁しましたが、責任のとれる職員は一度も顔を出さないばかりか、アスベストを運んだという事実さえ認めようとせず、交渉中、志半ばで命尽きた廣野さんの位牌に手を合わす事もしない態度に無力感と怒りが込みあげた事を昨日のように思い出します。

姉の病状の悪化に伴い、年老いた母は家事全般を引き受け早朝からの弁当作り、育ち盛りの孫達の食事、洗濯にとの日々、家族以外誰にも理解してもらえない辛さを安全センターの支援して下さる方々に話を聴いてもらい、励まされ、悲しみに寄り添っていただいたおかげでどれだけ救われたかわかりません。

日本を代表する企業が高度経済成長の中、大きな過ちがあった事を真摯に反省し謝罪することを求めただけなのに、退職者は部外者という誠意の無い対応にとてつもない大きな壁を感じとうとう裁判に突入。

故人の声を少しでも多くの人に知ってもらい、苦しみを味わう人が１人でも減ることを願い安全センターの皆さまに背中を押され、日通の前で、時には大阪駅や尼崎駅でビラをまき抗議行動をしました。

裁判の法廷では聞こえにくいやりとりや数分での終了にもかかわらず多くの傍聴をしていただき、証人尋問では、御年配の日通ＯＢの方々に遠い記憶を思い起こしていただき、窮屈な思いをされた事だと申し訳なく思いながらも、そのおかげで大きな成果を得ることができました。

閉廷後には、内容を弁護士の先生に説明していただく場をもってもらい、支援者の方々の話を聞いて苦しいのは自分達だけではないと元気をもらいました。

**弁護団の話を聞く多くの支援者たち**

交渉で２年、裁判で５年という長い時間を経て良い結果を得られたのは、応援し支えて下さった方々のおかげです。深く感謝申し上げますと共に、この結果がどうか他のアスベスト裁判に良い影響を及ぼすことを期待してやみません。

## 「本当に良かった」

**大迫　操**

私の第一声は「勝った、良かった」と思い、やっと肩の力も抜けました。これも尼崎安全センターやご支援していただいた方々の力をお借りして、今日があったと思います。

特に日通ＯＢの浅野さんたちに、たくさんの証言をしていただき、長い間がんばってもらいました。

私もビラ配り等の活動に最初は参加していましたが、体調が悪くなり参加できなくなりました。皆さまにご迷惑をおかけしました。本当にありがとうございました。

日通が上告しないで本当に良かったです。

---

2014. 1. 31　毎日　→

2014. 2. 18　毎日　↓

石綿運搬

### 日通に２審も賠償命令

元社員の死亡で1.3億円

アスベスト（石綿）の運搬に携わり、中皮腫や肺がんで死亡した日本通運（本社・東京都）の元社員５人の遺族が、日通に約２億２２５０万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が30日、大阪高裁であった。小島浩裁判長は１審・神戸地裁尼崎支部判決に続き、安全対策を怠った日通の責任を認定。ほぼ同額の約１億３３００万円を支払うよう命じた。

判決によると、５人は１９５０～80年代、クボタ旧神崎工場（兵庫県尼崎市）に石綿を運んでいた運転手などで、57～76歳で死亡した。

小島裁判長は、石綿の危険性について、国の研究などから59年に日通も認識できたと判断。防じんマスクの着用指導や安全教育を社員にすべきだったのに、「指導・教育をしていたとは認められず、安全配慮義務を尽くしたとは言えない」と結論付けた。

２００２年に74歳で亡くなった大迫清香（きよか）さんの妻操さん(78)は判決後、大阪市内で記者会見し「長い間頑張ってきて、いい判決をもらった。日通は上告しないでほしい」と話した。日通広報部は「判決の内容を検討し、対応を決めたい」としている。【服部陽】

控訴審判決を受けて会見する原告の大迫操さん＝大阪市内で30日、内田幸一撮影

### 日通 上告せず確定

石綿訴訟 高裁判決　１億3300万円賠償へ

アスベスト（石綿）関連がんの中皮腫などで死亡した日本通運（本社・東京都）の元社員５人の遺族が日通に損害賠償を求めた訴訟で、日通は今月13日の期限までに最高裁に上告しなかった。日通の安全対策の不備を認め、計約１億３３００万円の支払いを命じた大阪高裁判決（先月30日）が確定した。

５人は尼崎市のクボタ旧神崎工場に石綿を運搬するなどして発症した。日通広報部は「判決を受け入れ、原告に対応していきたい」とコメントした。【服部陽】